

光地区消防組合記者発表資料

令和8年9月18日

件 名

職員の懲戒処分について

内 容

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項の規定に基づく懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

1 処分日

令和8年9月18日（金）

2 被処分者及び処分内容

被処分者	所属	職名	年齢	性別	処分内容
職員A	中央消防署	係長	54歳	男	減給10分の1・1月
職員B	中央消防署	主査	48歳	男	減給10分の1・1月

3 事案の概要

職員A及びBは、令和8年5月22日（金）、車庫の扉に消防車の後方ステップを接触させ、破損させる事故を起こしたにもかかわらず、事故の発覚を避ける目的で破損箇所を補修した。

職員Aは、事故を隠蔽しようとする部下職員の行為を制止せず加担、黙認し、事故について上司への報告を怠った。

職員Bは、令和8年7月21日（火）の事故発覚後、実際とは異なる事故原因を設定し、上司に虚偽の報告を行った。

4 管理監督者処分【嚴重注意】

署長（課長級）1名 訓告、副署長（課長補佐級）1名 訓告

5 消防長（赤星 公一）コメント

この度の職員の非違行為は、住民の皆様の信頼を損なうものであり、心から深くお詫び申し上げます。

本件を厳粛に受け止め、全職員に対して事案の内容を周知するとともに、職員一人ひとりが公務員としての自覚と責任を改めて強く持ち、服務規律を遵守するよう指導を徹底してまいります。

また、再発防止に向け、服務規律の徹底、コンプライアンス教育の充実、報告体制の徹底を図り、組織として適正な職務遂行に努めてまいります。

今後、二度とこのような事案を起こすことのないよう、全職員一丸となって再発防止に取り組み、住民の皆様の信頼回復に全力を尽くしてまいります。

問合せ

担当課 消防本部消防総務課

担 当 秦（シン）、芝田 電 話 0833-74-5600